

平成30年度 さいたま市観光プロモーション業務仕様書

1 委託業務の名称

さいたま市観光プロモーション業務

2 委託業務の内容

さいたま市の観光PRを目的とした下記の内容を含む業務とする。

(1) 観光プロモーション業務内容

①ウェブサイトによる観光プロモーションコンテンツ作成

イ さいたま市の観光資源を紹介し、誘客につながるような内容の作成。

配信に関しては、さいたま観光国際協会サイト (<http://www.stib.jp/>) の使用、または、新たな個別サイトや、既存サイトでのコラボレーション等での配信も可とする。

ロ コンテンツに関しては、契約期間内に2回以上の更新をすること。

ハ 成果物のウェブサイト用データを電子媒体で納品すること。

ニ 使用言語は日本語を最低条件とし、その他の言語の使用については提案事項とする。

②観光プロモーションリーフレット作成

イ さいたま市の観光資源を紹介し、誘客につながるような内容の作成。以下の要件を満たすこと。(季節的情報を中心としたリーフレット)

- ・発行回数 年2回以上
- ・発行部数 各回30,000部以上
- ・紙面サイズ A4またはタブロイド判
- ・印刷仕様 カラー印刷
- ・納品形態 100部～250部程度ごとの個包装
- ・納品場所 指定の市内5～10箇所
- ・その他 広告枠の掲載(紙面の10%程度を予定)

ロ 成果物のデータを電子媒体で納品すること。

ハ 使用言語は日本語を最低条件とし、その他の言語の使用については提案事項とする

③観光プロモーションパンフレット作成

イ さいたま市の観光資源を紹介し、誘客につながるような内容の作成。以下の要件を満たすこと。(年間を通じて利用するパンフレット)

- ・発行部数 100,000部以上
- ・紙面サイズ A4判を基本とするが自由提案とする
- ・ページ数 12ページ以上
- ・印刷仕様 カラー印刷
- ・納品形態 100部程度ごとの個包装
- ・納品場所 指定の市内5～10箇所

ロ 成果物のデータを電子媒体で納品すること。

ハ 使用言語は日本語・英語併記とする

※作成したコンテンツは、次年度以降もさいたま観光国際協会サイトに継続して掲載する場合がある。

※①のウェブプロモーションに関しては、自社メディアを絡めた展開や、Youtube 動画配信、アプリとの連動、スマートスピーカー活用、Instagramキャンペーン、グッズ開発、QRコードを使った観光ガイド、観光ポスター作成等々、ウェブサイトプラスして、独自のプロモーションなどは自由提案とする。

3 履行期限

平成31年3月31日

4 実施計画書及び実施報告書

(1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で決定し、業務を実施するものとする。撮影許可や取材依頼などが必要な場合は、可能な限り発注者が協力する。

(2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。

5 著作権等

本業務により得られた成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、発注者に

帰属する。

受託者は、本成果物の著作権を全て発注者に譲渡する。自己の有する著作者人格権は行使しない。

6 その他

本業務において、写真撮影等での謝礼が必要な場合の謝礼、交通費等は受託者において全ての手続きを行い、その経費を負担する。ただし、発注者側の要望で謝礼が必要となった場合にはこの限りではない。

本業務の遂行に際しては、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。

※参考

前年実績等

- ① ウェブサイト「タサいたま」

<http://www.stib.jp/tasaitama/>

- ② リーフレット「タサいたま」

<http://www.stib.jp/pamphlet/pamphlet.shtml#tasaitama02>

<http://www.stib.jp/pamphlet/pamphlet.shtml#tasaitama01>

- ③ パンフレット「att.SAITAMA CITY」(2015年)

<http://www.stib.jp/pamphlet/pamphlet.shtml#attsaitama>